

総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成27年4月21日(火) 午前9時30分
2. 開催場所 瀬戸内市役所 二階大会議室
3. 農業委員 27名中26名出席し、その氏名は次のとおり
1番 國岡道夫 2番 太田修 3番 松本英樹
4番 尾上昭則 5番 小西勝正 6番 高原敏正
7番 大河原誠 8番 大森一廣 9番 片岡一矢
10番 木下泉 11番 宇津木利正 12番 太田一己
13番 川野実重 14番 河崎繁 15番 雪上勲
16番 古澤直通 17番 高原峯夫 18番 大森茂利
19番 藤澤美芳 20番 長船裕一 21番 永守修一
22番 久山英之 23番 上村善亮 24番 石黒五月
25番 大内美智子 26番 原野健一
欠席委員
27番 石原芳高
4. 議事に参与した者
事務局長 日並 洋一郎
事務局 河原 克仁
事務局 心光 浩太
5. 議事内容
報告事項 農地法許可に係る専決処分について
第1号議案 農地法第3条許可申請について
第2号議案 農地法第4条許可申請について
第3号議案 農地法第5条許可申請について
第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用
権設定・利用権移転)

そ の 他

事務局 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻になりましたのでただ今から平成27年度瀬戸内市農業委員会、
第1回の総会を始めさせていただきます。
それでは、今年度より新たに産業建設部長に着任しました森謙治より
ごあいさつを申し上げます。

部長 （着任の挨拶）
事務局 ありがとうございます。続きまして木下会長よりごあいさつを申し上げ
ます。

議長(会長) おはようございます。27年度第1回目の農業委員会総会ということ
でご案内申し上げましたところ、雨の中また農作業のほうも一段と忙
しくなった中のご出席をいただきましてありがとうございます。本日は
事務方の異動が多少ございまして、この後にご紹介させていただきます。
このメンバーでまた1年よろしく願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。総会を始める前に、先ほど会長のほうから
紹介がありましたように、四月の人事異動で農業委員会のほうでも
異動がございましたのでご報告させていただきます。
（人事異動の紹介、挨拶）

事務局長 ただいま出席委員数は26名で、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第
7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。
本日の総会にあたりまして、27番の石原委員さんから欠席の届出が
出ておりますのでご報告いたします。

議長 それでは本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署
名委員さんに14番・河崎委員さん、15番・雪上委員さん、よろしく
お願い致します。
それでは、続きまして議題の方に入らせて頂きます。
最初に、報告事項 農地法許可に係る専決処分について、事務局から
説明をお願いします。

事務局 それでは本日の議案の説明に入らせて頂きます。座って説明させて頂
きます。
1頁目の農地転用許可に係る専決処分についてです。平成25年度瀬
戸内市農業委員会第12回総会で農地転用許可相当と議決されました
■■■■外3件について、岡山県農業会議に諮問いたしましたところ、
平成27年3月30日付けで許可が適当であるとの意見答申があり
ましたので、農業委員会会長専決規程第2条第1号の規定により、
許可の決定及び指令書の交付を専決処分致しましたので、ご報告した
ものでございます。
以上で事務局より報告事項の説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。ただ今の報告事項につきまして何か

ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、以上報告承認とさせていただきます。

それでは、続きまして第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 引き続き資料1頁目下段から説明させていただきます。農地法第3条許可申請についてでございます。

【1番案件】

譲受人「■■■■番地■ ■■■■」。譲渡人「■■■■番地 ■■ ■■ ■■歳 ■■」。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目は共に「田」。面積は275㎡。譲受人の農地までの距離は100m。耕作面積は9,021㎡。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「譲受人の要望」によるもの。なお所有権移転で10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人であります但し農業生産法人の要件を満たしているため問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないため適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■■■」さんが利用権を設定し、田として耕作しており、譲受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■委員さんで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「■■■■番地■ ■■■■」。

譲渡人「■■■■番地 ■■■■ ■■歳 ■■」。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目は共に「田」。面積は379㎡。譲受人の農地までの距離は100m。耕作面積は9,021㎡。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「譲受人の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり■■■となっております。第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人であります但し農業生産法人の要件を満たしているので問題はありませぬ。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありませぬ。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりませぬ。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■■■」さんが利用権を設定し、田として耕作しており、譲受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【3番案件】

譲受人「■■■■番地■ ■■■■」。譲渡人「■■■■番地 ■■■ ■■歳 ■■」。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目は「田」。面積は1,539㎡です。譲受人の農地までの距離は100m。耕作面積は9,021㎡。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「譲受人の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人であります但し農業生産法人の要

件を満たしているので問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■■■」さんが利用権を設定し、田として耕作しており、譲受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【4番案件】

譲受人「■■■■番地■■ ■■■■」。譲渡人「■■■■番地 ■■■ ■■■歳 ■■」。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目は「畑」。面積は763㎡です。譲受人の農地までの距離は20,000m。耕作面積は20,427㎡です。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡しの理由は「譲受人の要望」によるものです。なお所有権移転で10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、長年の農作業経験があり、現在の経営農地は全て適切に耕作、管理されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人であります。農業生産法人の要件を満たしているので問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■■■」さ

んが利用権を設定し、畑として耕作しており、譲受後も同様に畑として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【5番案件】

譲受人「■■■■番地 ■■■■ ■■歳 ■■」。譲渡人「■■■
■番地 ■■■■ ■■歳 ■■」。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目は「田」。面積は841㎡。譲受人の農地までの距離は10mで耕作面積は7,355㎡です。家族数及び耕作者数は、家族数は6名で内耕作者数は2名。取得の理由は「交換」によるもの。譲渡しの理由は「譲渡人の要望」によるものです。なお所有権移転するもので「■■■■」となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■」さんは、長年の農作業経験があり、現在の経営農地は全て適切に耕作、管理されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■」さんが利用権を設定し、田として耕作しており、譲受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【6番案件】

譲受人「■■■■番地 ■■■■ ■■歳 ■■」。譲渡人「■■■

■番地 ■■■■ ■■歳 ■■」。農地の所在地「邑久町尻海2839-4」同じく「■■■■」。登記、現況地目は「畑」。面積は上から68㎡、16㎡。譲受人の農地までの距離は7,300mで耕作面積は13,330㎡です。家族数及び耕作者数は、家族数は3名で内耕作者数は3名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡しの理由は「譲渡人の要望」によるものです。なお所有権移転するもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■」さんは、長年の農作業経験があり、現在の経営農地は全て適切に耕作、管理されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■■」さんが利用権を設定し、畑として耕作しており、譲受後も同様に畑として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【7番案件】

譲受人「■■■■番地 ■■■■ ■■歳 ■■」。譲渡人「■■■■番地 ■■■■ ■■歳 ■■」。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目は「田」。面積は1,095㎡。譲受人の農地までの距離は300mで耕作面積は5,420㎡です。家族数及び耕作者数は、家族数は3名で内耕作者数は3名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡しの理由は「譲受人の要望」によるものです。なお所有権移転するもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■」さんは、長年の農作業経験があり、現在の経営農地は全て適切に耕作、管理されており、保有し

ている機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■」さんが利用権を設定し、田として耕作しており、譲受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【8番案件】

譲受人「■■■■番地 ■■■■ ■■■歳 ■■」。譲渡人「■■■番地 ■■■■ ■■■歳 ■■」。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目は「田」。面積は451㎡。譲受人の農地までの距離は17,000mで耕作面積は7,109㎡です。家族数及び耕作者数は、家族数は2名で内耕作者数は2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡しの理由は「譲渡人の要望」によるものです。なお所有権移転するもので10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■」さんは、長年の農作業経験があり、現在の経営農地は全て適切に耕作、管理されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■」さんが利用権を設定し、田として耕作しており、譲受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【9番案件】

譲受人「■■■■番地 ■■■■ ■■歳 ■■」。譲渡人「■■■
■番地 ■■■■ ■■歳 ■■」。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目は「田」。面積は169㎡。譲受人の農地までの距離は17,000mで耕作面積は7,109㎡です。家族数及び耕作者数は、家族数は2名で内耕作者数は2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡しの理由は「譲渡人の要望」によるものです。なお所有権移転するもので10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■」さんは、長年の農作業経験があり、現在の経営農地は全て適切に耕作、管理されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■」さんが利用権を設定し、田として耕作しており、譲受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、

許可要件の全てを満たしていると考えます。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。まず1番から3番案件の担当委員さん、■■番・■■委員さん、お願いします。

■番 委 員 ■■でございます。1から3番案件についてご説明させていただきます。この物件の周りは現在■■■■さんの駐車場になっていますので特に所有権移転についても問題はございませんのでよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。
それでは続きまして、4番案件の担当委員さん、■■番・■■委員さんお願いします。

■番委員 ■■です。4番案件につきまして、譲渡人の■■さんは譲受人の■■さんのハウスの間に畑を持っており、影になるためどうにかしてほしいと交渉を続けていました。両者とも納得の上の所有権移転ということで話がまとまりましたので何も問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。
それでは続きまして、5番案件の担当委員さん、■■番・■■委員さんお願いします。

■番委員 5番案件についてご説明いたします。これは農地の所在地の都合上交換となっております。団地の中ですし農地としての便宜を図るため問題ございません。よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。
それでは続きまして、6番案件の担当委員さん、■■番・■■委員さんお願いします。

■番委員 6番案件についてご説明させていただきます。この農地はもともと■■の■■さんが亡くなられて、兄弟の■■さんが相続したのですが、■■さんは所在も■■ですし、同じく兄弟で市内の■■さんに贈与するということが問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。
それでは続きまして、7番案件の担当委員さん、■■番・■■委員さんお願いします。

■番委員 場所は■■と■■の間に広がる水田です。■■さんの隣の土地が■■さんの土地だったんですが、これが現在耕作放棄地になっており、■■さんが田として今後利用するということがので、何ら問題ないと思います。

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは担当委員さんの説明が終わりました。何か質問がありましたらお願いいたします。

意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。

特に問題は無いようですので一括して採決させて頂きます。ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、1番から9番案件につきまして、許可に賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。

それでは、続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第4条許可申請についてご説明いたします。2ページ目をご覧ください。

【1番案件】

1番案件に参ります。申請人は「■■■■番地 ■■■■ ■■歳■■■」。土地の所在地は「■■■■」。地目は「畑」。面積は392㎡です。転用目的は「農業用施設」、施設の概要は「農業用倉庫 2棟 192.00㎡」です。建ぺい率は「49.0%」。農地区分は農用地区域内農地で10aあたりの収量は■■■となっております。資金は、自己資金が■■■。隣地の被害はありません。なお転用申請で農用地区域内農地です。場所につきましては、資料8ページをご覧ください。

■■■■から■へ700mに位置しております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。それでは続きまして、担当委員さんのご意見をお願いしたいと思います。■■番・■■委員さんお願いします。

■■番委員 この案件について説明させていただきます。本人は田んぼの経営をしており、資材のスペースが手狭となっております。農業後継者の息子もおり、農機具も増えておりますのでこのような申請が出ております。よろしく願います。

議長 はい、ありがとうございました。担当委員さんの補足説明、ご意見が終わりました。

ただ今の2号議案について、何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします

(意見なし)

議長 ご意見がございませんので、採決に入らせて頂きます。

第2号議案、農地法第4条許可申請の1案件につきまして、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定いたします。それでは、続きまして、第3号議案、農地法第5条許可申請についてです。まず7番について、この中に当事者がおられる案件でございますので、この1件を先に審議いたします。当事者の■■■委員さんにご退出をお願いします。事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは第3号議案農地法第5条許可申請について、ご説明させていただきます。資料4頁目をご覧ください。

【7番案件】

まず7番案件ですが、譲受人「■■■■番地 ■■■■」。譲渡人「■■■■番地 ■■ ■■■■」。土地の所在地は「■■■■」。地目は「畑」。面積は140㎡。譲渡人「■■■■番地 ■■ ■■■■」。土地の所在地は「■■■■」。地目は「畑」。面積は279㎡。転用目的は「事務所兼資材置場」。施設の概要は「事務所 1棟 41.79㎡、資材置場 105㎡、駐車場 30㎡」となっております。建ぺい率は9.97%。農地区分はいずれも第2種農地で10aあたりの収量はいずれも■■■となっております。資金は、自己資金、■■■です。隣地の被害は無。所有権移転をするもので10aあたり■■■となっております。なお、こちらは農用地区域外農地となっております。場所につきましては資料15ページをご覧ください。■■■■から■へ450mに位置します。

議 長 はい、それでは続きまして、担当委員さんのご意見をお願いしたいと思います。7番の担当委員さん、■■番・■■委員さん、お願いいたします。

■■番委員 7番案件ですが、現場にも行きましたが、当該地は山の付近にあります。したがっていずれ山にかえるという懸念などもあるところですが、当事者同士も事務所兼資材置場として利活用することでこうした問題の解消にもつながるため互いに納得しており、何ら問題はないと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、担当委員さんのご意見も終わりましたので。皆さんのご意見をお願いしたいと思います。何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議 長 はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。第3号議案、農地法第5条許可申請について、7番案件の許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい、全員賛成ということで、許可を決定いたします。

事 務 局 【1番案件】

続きまして1番案件に参ります。譲受人「■■■■番地 ■■■■」。譲渡人「■■■■番地 ■■ ■■■■」。土地の所在地は「■■■■」。地目は「田」。面積は122㎡。転用目的は「進入路」。施設の概要は「進入路 122㎡」。農地区分は2種農地で、10aあたりの収量は■■。資金は、自己資金■■■■。隣地の被害は無。所有権を移転するもので、10aあたり■■■■となっております。なお転用農地は農用地区域外農地です。場所につきましては資料9ページをご覧ください。■■■■から■の方向に200mのところに位置しております。

【2番案件】

続きまして2番案件に参ります。譲受人「■■■■番地 ■■■■」。譲渡人「■■■■番地 ■■ ■■■■」。土地の所在地は「■■■■」。地目は「田」。面積は730㎡。譲渡人「■■■■番地 ■■ ■■■■」。土地の所在地は「■■■■」。地目は「田」。面積は694㎡。譲渡人「■■■■番地 ■■ ■■■■」。土地の所在地は「■■■■」。地目は「畑」。面積は589㎡。転用目的は「建売住宅」です。施設の概要は「住居 8棟 504.00㎡」です。建坪率は、25.03%。農地区分はいずれも第2種農地で、10aあたりの収量は米■■と■■となっております。資金は、借入金■■■■。隣地の被害は無。所有権を移転するもので、10aあたり■■■■となっております。転用農地は農用地区域外農地となっており、こちらの案件は現在開発協議申請中となっております。場所につきましては資料10ページをご覧ください。先ほどの案件と同じく■■■■から■の方向に200mのところに位置しております。

【3番案件】

3番案件に参ります。借人「■■■■番地 ■■ ■■■■」。貸人「■■■■番地 ■■ ■■■■」。土地の所在地は「■■■■」。地目は「田」。面積は727㎡です。転用目的は「共同住宅」です。施設の概要は「共同住居 1棟 471.92㎡」です。建ぺい率は30.09%。農地区分は第3種農地で、10a当たりの収量は■■です。資金は自己資金■■■、借入金■■■です。隣地の被害は無。なお、使用貸借権設定するもので10aあたり■■となっております。転用農地は農用地区域外農地で、こちらの案件は現在開発協議申請中となっております。場所につきましては資料11ページをご覧ください。■■■■から■の方向へおよそ250mのところに位置します。

【4番案件】

続きまして4番案件に参ります。譲受人「■■■■番地 ■■ ■■■■」。譲渡人「■■■■番地 ■■ ■■■■」。土地の所在地は

「■■■■」。地目は「田」。面積は841㎡。転用目的は「露天駐車場」で、施設の概要は「駐車場、駐輪場 841㎡」。先ほど3番案件の共同住宅の駐車場を予定しております。農地区分はいずれも第3種農地で、10aあたりの収量は■■■となっております。資金は、自己資金■■■■。隣地の被害は無。所有権を移転するもので、先ほど1号議案第3条許可申請の5番案件にありました案件の■■によるものでございます。転用農地は農用地区域外農地となっており、こちらの案件は現在開発協議申請中となっております。場所につきましては資料12ページをご覧ください。■■■■から■■の方向へおよそ250mのところ position します。先ほどの3番案件の土地と隣接しております。

【5番案件】

続きまして5番案件に参ります。譲受人「■■■■番地 ■■■」。譲渡人「■■■■番地 ■■ ■■■」。土地の所在地は「■■■■、■■■■、■■■■、■■■■」。地目は「田」。面積は上から377㎡、518㎡、517㎡、353㎡。続きまして譲渡人「■■■■番地 ■■ ■■■」。土地の所在地は「■■■■、■■■■」地目はいずれも「田」。面積は上から595㎡、602㎡。続きまして4頁目に参ります。譲渡人「■■■■」とありますが、申請の後にこちらの■■さんがお亡くなりになり、譲渡人を相続人に変更するということで届出が出ております。したがってここで議案の譲渡人の欄を訂正させていただきます。譲渡人「■■■■番地 ■■ ■■■」。土地の所在地は「■■■■」地目は「田」。面積は466㎡。譲渡人「■■■■番地 ■■ ■■■」。土地の所在地は「■■■■」地目は「田」。面積は487㎡。譲渡人「■■■■番地 ■■ ■■■」。土地の所在地は「■■■■」地目は「田」。面積は317㎡。譲渡人「■■■■番地 ■■ ■■■」。土地の所在地は「■■■■、■■■■」地目はいずれも「田」。面積は上から198㎡、274㎡。譲渡人「■■■■番地 ■■ ■■■」。土地の所在地は「■■■■、■■■■」地目はいずれも「田」。面積は上から642㎡、628㎡。転用目的は「露天駐車場」で、施設の概要は「車庫 1棟 630㎡、通路 2,700㎡、資材置場 1,050㎡」。建坪率は24.51%です。農地区分は第2種農地で、10aあたりの収量は■■■となっております。資金は、自己資金■■■■。隣地の被害は無。なお、いずれも所有権を移転するもので、10aあたり■■■となっております。転用農地は農用地区域外農地となっており、こちらの案件は現在開発協議申請中となっております。場所につきましては資料13ページをご覧ください。■■■■から■■の方向へおよそ200mのところ position します。

【6番案件】

続きまして6番案件に参ります。譲受人「■■■■番地 ■■ ■■ ■■」。譲渡人「■■■■番地 ■■ ■■■■」。土地の所在地は「■■■■」。地目は「畑」。面積は149㎡。転用目的は「露天駐車場」で、施設の概要は「駐車場 149㎡」農地区分は第1種農地で、10aあたりの収量は■■■となっております。資金は、自己資金■■■。隣地の被害は無。所有権を移転するもので、10aあたり■■■となっております。転用農地は農用地区域外農地となっております。場所につきましては資料14ページをご覧ください。■■■■から■の方向に200mのところに位置しております。

【8番案件】

続きまして8番案件に参ります。譲受人「■■■■番地 ■■ ■■ ■■」。譲渡人「■■■■番地 ■■ ■■■■」。土地の所在地は「■■■■」。地目は「畑」。面積は609㎡。譲渡人「■■■■番地 ■■ ■■■■」。土地の所在地は「■■■■」。地目は「畑」。面積は357㎡。譲渡人「■■■■番地 ■■ ■■■■」。土地の所在地は「■■■■」。地目は「畑」。面積は107㎡。転用目的は「共同住宅」です。施設の概要は「共同住宅 1棟 290.59㎡」です。建坪率は、27.08%。農地区分は第2種農地で、10aあたりの収量は■■■となっております。資金は、借入金■■■■。隣地の被害は無。所有権を移転するもので、10aあたり■■■■となっております。転用農地は農用地区域外農地となっており、こちらの案件は現在開発協議申請中となっております。場所につきましては資料16ページをご覧ください。■■■■から■の方向に200mのところに位置しております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、それでは続きまして、担当委員さんのご意見をお願いしたいと思います。まず1番、2番の担当委員さん、■■番・■■委員さん、お願いいたします。

■番委員 1, 2番案件ですが、当初は■■■■さんが買う予定でしたが、■■■■さんが進入路が狭いので一部分けてほしいということで一部が渡りました。いずれも農業がしにくい農地でありましたし、また排水についても既存の用水路を排水路に使うということで何ら問題はないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。それでは、3, 4番案件の担当委員さん、■■番・■■委員さんお願いします。

■番委員 この案件は、地図からもわかるように、周りが住宅地です。■■さんはその中でさらに農業がしたいということで土地■■し東側の田んぼを取得しました。そしてその南側全体に共同住宅ができることになりました。周りは住宅地に囲まれており、隣地被害もなく、排水につい

ての同意も得られておりますので、問題はないと考えております。よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。

5番案件の担当委員さん、■■番・■■委員さんお願ひします。

■番委員 ■■番・■■委員です。この案件ですが「■■■■」さんが事業拡大に伴い新たな資材置場が必要になっておりまして、今回の申請についても各所有者さんの同意も得られており何も問題ないと思ひますのでよろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、6番案件の担当委員さん、■■番・■■委員さんお願ひします。

■番委員 6番案件ですが、現在駐車スペースが手狭となっております。位置的にも利便性がよいですし、特に問題ないと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、最後の8番案件の担当委員さん、■■番・■■委員さんお願ひします。

■番委員 ■■です。この件ですが、16頁にあるように細長い畑が3筆並んでいます。ここに■■さんが共同住宅を建設するというので今申請中です。問題ありませんのでよろしくお願ひします。

議 長 はい、担当委員さんのご意見も終わりましたので。皆さんのご意見をお願ひしたいと思ひます。何かご意見、ご質問ありましたらお願ひいたします。

(意見なし)

議 長 はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。

第3号議案、農地法第5条許可申請について、7番を除く1番から8番まで、許可に賛成の方は挙手をお願ひします。

(賛成者挙手)

はい、全員賛成ということで、許可を決定いたします。続きまして第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定、利用権移転)ということで、事務局の説明をお願ひします。

事務局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。資料6,7ページをご覧ください。

【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を議案書をもとに朗読】

議 長 はい、ただ今の4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願ひいたします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、第4号議案につきましては、以上、報告承

認とさせていただきます。

それでは最後のその他の項目に入らせて頂きます。事務局の方お願いします。

事務局 次回の農業委員会の総会のご案内をさせていただきます。次回は、5月15日金曜日の午前9時30分から、瀬戸内市役2階の大会議室にて開催の予定といたしております。また、今後の予定を申し上げますと、6月16日火曜日に開催予定です。事務局からは以上です。

議長 それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成27年度第1回総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前10時37分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成27年4月21日

議長

署名委員

署名委員